

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成30年第3回定例会)

- 1 期 日 平成30年3月28日(水)  
市庁舎3階大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後5時04分
- 2 出席委員
- |  |       |     |     |
|--|-------|-----|-----|
|  | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
|  | 委 員   | 古 本 | 敬 明 |
|  | 委 員   | 原 田 | 孝 子 |
|  | 委 員   | 貞 廣 | 斎 子 |
|  | 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |                |     |       |     |
|----------------|-----|-------|-----|
| 学校教育部長         | 櫻 井 | 健 之   | 子   |
| 生涯学習部長         | 井 澤 | 修 美   | 隆   |
| 学校教育部参事        | 小 熊 | 佳 司   | 隆   |
| 学校教育部参事        | 竹 田 | 由 香   | 司   |
| 学校教育部副参事       | 小 澤 | 勝 雄   | 香   |
| 生涯学習部次長        | 斉 藤 | 良 宣   | 雄   |
| 学校教育部・生涯学習部副技監 | 遠 藤 | 良 和   | 宣   |
| 生涯学習部副参事       | 奥 井 | 寿 人   | 和   |
| 教育総務課長         | 三 角 | 孝 志   | 人   |
| 学校教育課長         | 高 橋 | 宏 明   | 志   |
| 指導課長           | 上 原 | 文 心   | 明   |
| 生涯スポーツ課長       | 柴 野 | 仁 之   | 心   |
| 青少年課長          | 佐久間 | 俊 子   | 之   |
| 習志野高校事務長       | 長 沼 | 文 雄   | 仁   |
| 総合教育センター所長     | 足 立 | 重 吾   | 子   |
| 菊田公民館長         | 関   | 貴 弘   | 雄   |
| 大久保図書館長        | 岡 野 | 順 子   | 吾   |
| 学校教育部主幹        | 村 山 | 憲 一 郎 | 弘   |
| 学校教育部主幹        | 穴 倉 | 良 夫   | 子   |
| 学校教育部主幹        | 田 中 | 慈 彦   | 一 郎 |
| 学校教育部主幹        | 小野寺 | 誠 貴   | 夫   |
| 学校教育部主幹        | 鶴 沢 | 友 哉   | 彦   |
| 学校教育部・生涯学習部主幹  | 早 川 | 裕 美   | 貴   |
| 生涯学習部主幹        | 藤 原 | 智 子   | 哉   |
| 生涯学習部主幹        | 中 村 |       | 美   |
| 生涯学習部主幹        | 妹 川 |       | 子   |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 学校施設再生計画の進捗状況について
- (2) 谷津南小学校バス通学の現状について
- (3) 平成30年度習志野高等学校の入試状況について
- (4) 平成30年度市立幼稚園の入園状況について
- (5) 平成29年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (6) 平成29年度新体カテストの結果について
- (7) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について
- (8) 大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について
- (9) スポーツ施設のネーミングライツについて
- (10) スポーツ施設における次期指定管理者の更新について
- (11) 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定及び和解について)

### 第3 議決事項

議案第11号 習志野市学校運営協議会の設置について

議案第12号 教育財産の変更について

議案第13号 平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

### 第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について  
平成30年4月25日(水)午後1時30分

### 第5 その他

## 5 会議内容

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

「専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)」並びに「教育財産の変更について」及び「平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なし提案どおり決定された。

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(10)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成30年第2回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

## 報告事項(1) 学校施設再生計画の進捗状況について

(教育総務課)

村山学校教育部主幹

報告事項(1)「学校施設再生計画の進捗状況について」、報告する。

平成29年度は、小学校3校、中学校3校の改修及び改築等の工事を実施している。また、藤崎小学校・向山小学校・第六中学校のトイレ改修の設計を実施している。今年度の工事については、平成28年度の補正予算により予算措置を行い、実施している。

次に、平成30年度に実施予定の工事及び設計についてである。まず、谷津小学校の全面改築については、2018年度から2020年度にかけて谷津小学校の建設を行い、その後、2020年度から2021年度にかけて校舎の解体、最後にグラウンド整備を予定している。これについては、平成30年度予算で4か年の継続費を組んでいる。続いて、東習志野小学校については、継続して実施している校舎の老朽改修及びトイレの改修等について、平成30年度に実施していく。続いて、袖ヶ浦西小学校についても、同じく老朽改修及びトイレ改修等を平成30年度に行っていく。屋敷小学校・藤崎小学校・向山小学校については、トイレの改修を平成30年度に予定している。次に、第一中学校と第六中学校については、平成30年度にトイレの改修を予定している。第四中学校については、校舎の法令適合改修や老朽改修を実施する予定である。最後に、第二中学校については、体育館は平成29年度に完成しているが、平成30年度は旧体育館の解体工事、また、外構工事及び道路の拡張工事を予定している。設計業務としては、谷津南小学校の大規模改修の設計を2か年の継続費で予定している。

次に、2019年度に実施予定の工事及び設計である。谷津小学校全面改築のほか、大規模改修工事として小学校4校(東習志野小学校、藤崎小学校、向山小学校、谷津南小学校)、中学校2校(第四中学校、第六中学校)の工事を実施する予定である。設計としては、谷津南小学校、大久保小学校を予定している。また、学校施設再生計画の実施計画表と平成29年度の進捗状況を比べると一部計画とのかい離が発生している。谷津南小学校の設計については、当初の計画では単年で予定していたが、2か年に伸ばした。また、改築等については大久保小学校の改築について、平成30年度にさらに検討を進め、平成31年度以降に設計を進めていくことを考えている。最後に中学校であるが、第四中学校の工事については当初3か年を予定していたが、2019年度までの4か年で行っていきたく考えている。

次に、学校トイレの整備状況である。平成29年度末では約61.7%、来年度工事を実施すると、73.7%、になる。現在の学校施設再生計画が最終年度になる平成31年度においては、82.3%の整備率を見込んでいる。なお、洋式化の割合としては、現在小・中学校合わせて50%程度となっている。今後も学校施設再生計画に基づき、学校トイレの整備に取り組んでいく。

最後に、現在の学校施設再生計画は平成26年度から平成31年度までの計画となっている。このことから、平成30年度は学校施設再生計画策定事業として予算を計上して、学識経験者や教育関係者、保護者、地域の方などで構成される検討委員会を設置し、様々な意見を伺いながら、第2期の学校施設再生計画の策定に取り組んでいく、と概要を説明

貞廣委員

私たち教育委員もトイレの状況については現場を訪問し、つぶさに状況を見たこともあって、このように順調にトイレの改修が進んでいることを大変歓迎したいと思う。1点、これに係る質問をする。今回、とてもトイレの改修が多く、トイレがきれいになると思うが、この後長く「良い状態」で使ってもらうために、例えば業者の方から「トイレはこういう使い方をしましょう」、「こういう掃除をすることによって、長く使えるようになる」といったような指導をいただいていることや工夫していることがあれば、教えてほしい。また、行っていないのであれば、このようなことに取り組んでほしい。もう1点意見であるが、今後第2期の学校施設再生計画を策定していくということであるが、おそらく全体の量の圧縮の問題や効率的にどのように活用していくかなどが主たる課題になっていくと思うが、それ以前に「子どもたちの豊かな学びのために」という視点をぜひ持っていたきたいと思う。文部科学省でも、新たな施設のあり方といった事例集を出しているが、今の学校は私たちが子どもの頃に受けていた学校教育とは教育の内容も手法もがらりと変わっていて、子どもたちが主体的に学んでいくにはそれなりの施設も必要であると思う。そのような観点を持つことは、予算的に限界がある中では難しいとは思いますが、まずは「子どものために」という視点を持ったような検討委員会の検討内容にしてほしいと思う、と要望

村山学校教育部主幹

質問にあったトイレの使用方法であるが、トイレを改修した中で、改修を行った学校からは「子どもたちはトイレがきれいになってとても喜んでいる」という話を聞いている。そういった中で、学校でも新しくなったトイレをただ使うだけでなく、きれいにしていこうということで清掃をこまめに行うなど対応していると聞いている。また、日々の清掃などを学校にお願いすることと併せて今はトイレが汚れにくい乾式トイレ等に行っているため、トイレをきれいに使っていくことができる。また、第2期の学校施設再生計画については、教育委員会としても子どもたちの学びの視点は大切であると考えているため、検討する中ではそのような観点をきちんと考えながら学校施設再生計画を策定していきたいと考えている、と回答

貞廣委員

普通の改修と違って、学校のトイレは配管の取り換え等にとってもお金がかかったと記憶している。そのため、学校が清掃するのは勿論であるが、例えば「若干コストがかかっても定期的に業者に排水の部分だけでもきちんと清掃してもらった方が長く使える」とか、そのような工夫を行っているのか、と質問

村山学校教育部主幹

現在、トイレに対して行っていることとしては、きれいに使用していこうということで通常の清掃をしている。配管の清掃について専門の業者などは現在入れていない。今お話のあった観点も含め、今後きれいに使っていくということについて検討・研究をしていく、と回答

櫻井学校教育部長

技術的なことは分からないが、市庁舎のトイレについては、使用してもしなくても水は定期的には流れるようになっている。それは、配管を長持ちさせるためではないかと思うが、学校の施設についても今後設計等について業者の指導を受け、これまで改修してきたトイレを長く使用していくためにはどうしたら良いか、指導を受けていきたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

## 報告事項(2) 谷津南小学校バス通学の現状について

(教育総務課)

村山学校教育部主幹

報告事項(2)「谷津南小学校バス通学の現状について」、説明する。

まず、バス通学児童数については、平成29年度は107人となっている。平成30年度のバス通学児童数については、150人を見込んでいる。その中で、最新の児童数を確認したところ、現在全体で144人のバス通学になっている。これについては、春休み中の転居などにより新1年生が減ったなどの理由が考えられる。

続いて、保護者説明会であるが、平成30年2月15日の授業参観日の昼休みを利用し、バス通学児童の保護者に対する説明会を実施した。その中で、11月にアンケート調査を実施したため、その結果の報告やいただいた意見・要望等についての回答、質疑応答を行うなど、保護者との意見交換を行った。質疑応答の中では、スクールバスの導入や児童の着席しての乗車、一般乗客とのトラブル等についての質問があった。これについては、それぞれ回答している。

次に、平成30年度の臨時便の運行についてであるが、平成30年度は児童数が増えることから、登校時において7時30分のバスを1便、臨時便として増便する予定である。また、下校時についても現在臨時便を1便出しているが、これに加えもう1便、臨時便を下校時に合わせて運行できるように、京成バスと協議している。

次に、今後の検討課題であるが、平成31年度には約200人程度のバス通学児童を見込んでいることから、その対応として「バスの乗車場所の変更」、「台風等の災害時における登下校時のバスの対応」、「夏休み期間中の部活動等への対応」、「行事等における臨時バスの運行」、「バス車内でのマナー啓発」などを考えている。これらについては、引き続き京成バスと協議をするなどして、検討していきたいと考えている。

その他に、定期券の更新を3月の下旬から行い、現在各家庭に配付している。4月には、保護者から要望があった、臨時バスが記載されている時刻表を配付する予定である、と概要を説明

梓澤委員長

最近、市議会や議事録、説明会の内容等の公開を要求されることが多くなっているように感じる。説明会でのやり取りなどは記録されていると思うが、公開の要求があった時には対応ができるよう、しっかりとしておいてほしい、と要望

村山学校教育部主幹

谷津南小学校のバス通学について、保護者等に説明したことなどをまとめ、整理している。今後も同様に行っていく、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

## 報告事項(3) 平成30年度習志野高等学校の入試状況について

(学校教育課)

高橋学校教育課長

報告事項(3)「平成30年度習志野高等学校の入試状況について」、報告する。

平成30年度の習志野高校入学者選抜試験については、前期選抜を平成30年2月13日及び2月14日の2日間、後期選抜を平成30年3月1日に実施した。習志野高校については、市立高校であるが、他の県立高校と同様のシステムをとっており、第2学区に所属し、普通科においては、第2学区にある習志野市、八千代市、船橋市、市川市、浦安市、松戸市の6市及びその隣接する3つの学区にある合計15市町から受検できるようになっている。なお、商業科においては、千葉県全県一区となっている。

選抜の方法については、前期選抜では調査書、志願理由書の書類審査、5教科各50分による学力検査、面接及び自己表現である。今回の入試から、自己表現について、口頭と実技のどちらかを受検者が選ぶということで、選抜をしている。後期選抜については、調査書、5教科各40分による学力検査及び面接で選抜している。なお、本年度の後期入試については、悪天候のため千葉県教育委員会の判断により、県下一斉に開始時間を1時間遅らせたため、学科検査終了後に予定していた面接は中止した。前後期共に、以上を総合的に判断し、選抜している。

本年度の前期選抜の実施状況については、定員は普通科が240名、商業科が80名の合計320名である。前期選抜は、普通科が定員の60%の144名を募集し、志願倍率が1.69倍、商業科が定員の80%の64名を募集し、志願倍率が1.80という結果であった。合計の倍率は1.72倍で、平成28年度と同様であった。一方、後期選抜においては普通科が定員の40%の96名を募集し、志願倍率が1.24倍、商業科が定員の20%の16名を募集し、志願倍率が2.38倍、合計で1.40倍という結果であった。これが平成28年度よりも高かったものの、平成29年度よりは低いという倍率である。一方、市内生については前後期併せて、普通科は志願者が54名、合格者が54名、商業科においては志願者が12名、合格者が6名という結果である。先ほどの志願倍率と同様、平成28年度よりも多かったものの、平成29年度よりは少ないという結果であった。市内生の割合で見ると、普通科が22.0%、商業科が7.3%、全体で18.3%という結果であった。市立高校という性質上、市内生が一定数いることは望ましいことではあると思う。しかし、今年度も部活動が非常に目覚ましい活躍をしていたが、この活躍が市外の多くの生徒の努力があったことも事実である。今後とも、市内生と市外生が互いに切磋琢磨し、より良い習志野高校をつくりだすことが必要であると考えている。

最後に、本年度の習志野高校が期待する生徒像である。これについては、昨年7月の教育委員会会議において、習志野高等学校第1学年の入学者選抜要綱で説明したところである。部活動という習志野高校の特色をより明確にするために、今年度変更した。今回の入学者選抜の結果を精査した上で、さらに市内の中学生や他市町村の中学生の目標となる習志野高校になるべく、今後とも教育委員会としては習志野高校との連携を深めていく、と概要を説明

原田委員

「習志野市が期待する生徒像」に記載されている「入学後、運動・文化部に所属する」というのは、強制ではないか、と質問

高橋課長

「習志野市が期待する生徒像」ということで謳っているのだから、入部しない子どもも、もちろんいる、と回答

貞廣委員

県のシステムに従っていると思うが、なぜ、前期試験と後期試験で2回入試をしているのか。2回入試をすることで違うタイプの学生が取れているのか。前期の入試のシステムで合格させら

れる生徒と、後期のシステムで合格させられる生徒は違うことを想定し、2回入試を行っていると思う。大学も年中試験を行っているのだと思うが、この点は検証を行っているのか、と質問

高橋学校教育課長

習志野高校については、あくまでも県のシステムに則って入試を行っているところである。以前は特色化選抜ということで、行っていた。名前のいわれ通り、各学校が期待する生徒像を明確にし、そこで選抜をしていたのが特色化選抜で、今回で言う前期選抜となる。先ほど説明したとおり、選抜の方法で前期選抜については自己表現を入れている。このようなことで、習志野高校の目指す生徒像を明確にし、部活動や優れた実績を持つもの、運動・文化部で頑張った生徒を取るのが前期選抜、それに対して後期選抜については、調査書、学力検査、面接ということで、一生懸命勉強を頑張った生徒を、部活だけではなく学力面も重視して取っていかうということで実施していると、教育委員会では考えている。前期選抜・後期選抜でしっかりと検証し、習志野高校が目指している生徒が取れているかということに関しては、習志野高校で毎年、「次年度の入学者選抜をどのようにしていくか」という会議において検証しているものと認識している、と回答

原田委員

前期選抜で不合格になった生徒は、後期選抜でもほとんどの生徒が同じ高校を受ける。後期選抜にも志願変更はあるが、そこまで多くは移動しない。大体、前期選抜で受ける高校が第一志望である。そのため、第一志望を受検する機会を多く与えようという意味もあり、入試を2回行っていると捉えることもできる。分かりやすく言うと、「同じ第一志望の高校を2回受けるチャンスを与える」という趣旨であると、高校に勤務していた際は認識していた。このような一面もあると思う、と発言

高橋学校教育課長

今、原田委員の述べたことも理由として、当然あると思う。また、子どもたちが主体的に選択をするということで、2回の受検の機会を与えようという理由も1つとしてあると思う。他にも、県教育委員会で、現在2回行っている試験を1回にするという議論も進んでいる。時代の要請に併せて、入学者選抜の方法・内容についても変化しており、今はその段階であるということを申し添える、と回答

原田委員

県の校長会も、県教育委員会に対して前期選抜・後期選抜についてはやめてほしいとずっと言ってきている。なぜかというと、学校行事などが入ってしまうため、日程的にとても厳しいからである。学校も苦しいが、生徒も苦しいと思う。そのため、校長会では県教育委員会に対して、前期選抜・後期選抜が始まった時から常に言ってきていた。やっと県教育委員会が本腰を入れ、具体的な案を出すことなど、去年あたりから検討し始めた。参考として付け加えておく、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 平成30年度市立幼稚園の入園状況について

(学校教育課)

鵜沢学校教育部主幹

報告事項(4)「平成30年度市立幼稚園の入園状況について」、報告する。本件については、4月からの幼稚園における学級数が決定し、学級編成が明らかになったため、報告するものである。

まず、年長・5歳児については、186名、内2名が新入園児で昨年に比べると87名の減少である。次に、年少・4歳児については、167名で昨年に比べて16名の減少である。4歳児・5歳児の合計は353名で、昨年と比べて103名の減少である。学級数については、昨年と比べて3学級減少し、22学級となっている。なお、平成31年度からこども園に移行する幼稚園における4歳新入園児は、新栄幼稚園では6名、秋津幼稚園では5名、香澄幼稚園では10名となっている。こども園となる平成31年度をしっかりと見据え、新栄幼稚園は大久保保育所と、あるいは秋津幼稚園と香澄幼稚園の交流など計画的な交流に努めていく。また、平成30年度の閉園、そして平成31年度のこども園開設に向け、園と連携してしっかりと準備をしていく。

続いて、本報告に併せて平成31年度から開始する市立こども園における3歳短時間児の受け入れ定員について、報告する。施設規模に合わせた設定として、東習志野こども園は2クラスで10人ずつ、計20人、袖ヶ浦こども園は部屋の大きさの違いにより定員が異なり、2クラスで12人と10人で計22人、(仮称)大久保こども園は2クラスで5人ずつ、計10人、(仮称)第七中学校校区こども園は2クラスで10人ずつ、計20人となっている。また、杉の子こども園については、現状3歳児の保育室が1つであることから、今回は3歳短時間児の受け入れの実施を見送っているが、引き続き検討していきたいと考えている、と概要を説明

原田委員

新栄幼稚園も最終的には、こども園になるのか、と質問

鵜沢学校教育部主幹

そうである、と回答

原田委員

秋津幼稚園と香澄幼稚園も、こども園になるのか、と質問

鵜沢学校教育部主幹

そうである、と回答

原田委員

やはり、園児が少ないと学校教育にならないと思う。早急にこども園計画を進めていかなければ、子どもたちが可哀想であるという感想を持つ、と発言

鵜沢学校教育部主幹

習志野市教育委員会としても、本市が目指す集団教育を実践していくために、現在計画に則って第七中学校校区のこども園の整備を、あるいは既存のこども園及び既存の私立幼稚園・保育所の再編計画等に基づいて、今後もしっかりと整備をしながら本市の教育・保育を実践していきたい、と発言

梓澤委員長

幼稚園児の定員と合計数を見比べると、あまりにも差があつて違和感を覚える。定員を見直す予定はないのか、と発言

鵜沢学校教育部主幹

定員については、過去からこの数字で行っているが、実際の人数に基づき、定員の見直しについても検討をしていきたいと考えている、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

## 報告事項(5) 平成29年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について (指導課)

上原指導課長

3学期のいじめのアンケートであるが、1、2学期と比較をしながら説明する。

まず、いじめのアンケートであるが、平成24年の2学期から每学期1回行っており、年を追うごとに内容の充実等を図っているところである。現在、小・中学校とも必ず保護者の方に確認してもらってから、記名式のアンケートについては封筒に入れるなどして氏名が分からないようにして提出させることを徹底している。また、2学期からは英語版のいじめアンケートも作成し、必要に応じて活用しているところである。回収率については、記名式のアンケート、無記名式のアンケートとそれぞれ回収率があるが、中学校では、記名式のアンケートは不登校の子どもの場合、学級担任が保護者や本人にアンケートの提出の意図を確認しているため、出さないという子どももいることから、若干下がっている。無記名式については、学校が行っていることから当日欠席あるいは未記入があるため、若干率が下がっている。回収率はとても大事なものだと思うので、今後もしっかりと見据えて理由も確認していきたい。

認知件数であるが、1学期、2学期、3学期と小学校では減少している。中学校の場合は、2学期に一旦数が増えたため、今後どのようになるか注視していたところだが、数が半数くらいに減ってきているところから考えると、学校での指導の効果が表れていると認識している。

次は、学年別のいじめの認知件数であるが、毎年度低学年から年を重ねるごとに認知件数が少なくなっていくという実態は変わっていない。ただ、2学期のいじめアンケートの報告の中で、中学1年生の1学期のいじめの件数と2学期のいじめの件数を比べた時に、2学期の方が多かったという実情があった。これは、今までのケースと比べると特異なケースであったため、校長会等で中学1年生の様子をしっかりと見てほしいという話をした。3学期の結果はどうなっているかと思っていたところ、3学期は数を減っていた。これも、中学1年生が学校生活に慣れたこともあると思うが、中学2年生、3年生を含めて数が減っていることから、一定の成果は出ているのではないかと認識している。

続いて、いじめられた相手であるが、小学校の場合は1学期も2学期も3学期もほぼ同様の「同じクラス・同じ学年」、「上級生」が多くなっている。中学校においても同様に、「同じクラス・同じ学年」が1学期、2学期に出てきているが、やはり中学校の特徴である「部活動」での人間関係のトラブルが一定量あった。しかし、3学期になって割合としては減っていると推察される。教育委員会としては同じ学年、横のつながりで生活している子どもたちからいじめられることから、学校生活を充実させること、安心・安全な学校を確保するという一方で、私たちは各学校に「わかる授業の充実」を図ってほしいということ、「豊かな人間関係づくり実践プログラム(ピアサポート)」や道徳の授業などの特別活動も含め、良好な人間関係の構築等について校長

会などを通してお願いしている。

次に、いじめの内容である。やはり、小学校の1学期、2学期、3学期はそれぞれ内容的には、「いじり」と呼ばれる「からかい」や「たたく・ける」、あるいは「仲間外れ・無視」というものが3本の指に入ってくる状況は変わっていない。この「からかい・悪口」がいじめの入口になっているというように教育委員会は認識しているので、この初期の時にいかに対応していくか、あるいは悪口の出ない環境をいかにつくっていくかということをお願しているところである。中学校においても「からかい」、「仲間外れ・無視」の割合が高まってくる。やはり、年齢を重ねるうちに間接的に行ういじめの形態に変化してきていると捉えている。1学期、2学期も同様の状況である。

先程述べたとおり、いじめが起こってから対応することも大事であるが、それ以前に行えることは行うことが大事であると認識しており、特に、子どもたちの言葉づかいだけでなく、最近では初若年層の先生も多くなっていることから、先生方の言動についても特段の注意を払ってほしいということを校長会でお願いし、情報モラル教育は子どもに対して行う部分もあるが、保護者に向けて、なかなか見えないスマートフォンなどを使いたいじめなどについて、対応するためにも必要である。また、来年度から小学校では完全実施する「特別の教科 道徳」について、考え、議論する道徳の充実、あるいはいじめはやはり人権問題であるため、あらゆる教育課程を捉えて人権教育の充実をお願いしているところである。

相談の有無であるが、教育委員会として本年度、「相談しやすい体制づくり」を重点事項として行ったが、特徴的な結果の表れは確認できていない。したがって、教育委員会としては相談機関の周知や各学校での相談機会の充実などの手立てをとってきたが、やはり3割くらいの子どもは「いじめがあっても相談しなかった・相談できなかった」という結果であった。肯定的に解釈すれば、「相談しなくても解決できた」ということもあるのかもしれないが、声のあげられない子どもたちについては重要な課題であると認識している。相談の相手については、小学校は「家族」、「担任」、「友だち」の順であり、1学期、2学期共に変わっていない。つまり、担任が窓口となって、子どもだけでなく親との人間関係をつくっておく、親との相談の機会を確実に確保しておくことは大事であると改めて認識した。中学校も相談の有無については同様で、2学期は若干相談できなかった子どもの割合が少なくなっているが、中学校の場合はいじめの件数自体の総数が少ないので、割合的にどうなのか、有意差があるのかという話もあるが、結果を見る限り、相談できていない・相談していない子どもたちがいることについては小・中学校同様であるということは重く受け止めなくてはならないと思っている。相談相手については、「家族」、「担任」、「友だち」で、中学校の特徴としては1学期、2学期と同様に「他の先生」の割合が小学校より高くなっている。中学校は、先生が学年で指導すること、あるいは部活動という違ったコミュニティーがあるので、「他の先生」が子どもたちに係る機会を多く持っているということがこの結果から分かるため、中学校にとって情報の共有、共通理解・共通行動がいかに大事かということをお、改めて3学期に認識した。

いじめの解消率については、未解消ゼロを目標として掲げたところである。いじめの根本的な撲滅はできないと思っているため、いじめが出てきた時に、いかに早期に解消を図れるかという視点を大事に持っていかなければならないが、小・中学校共に、特に中学校は3学期に未解消率が50%という状況である。千葉県はいじめ防止基本方針の中に、「解消」についての定義は「3か月」という文言が加わったことから、学校としては慎重に対応しているところもある。しかし、いずれにしても解消率は上げていかななくてはならないし、新年度に向けてきちんとした引継ぎ、つまり口頭だけでなく事実をきちんとファイルなどに取りまとめて引き継ぐよう、校長会でもお願いした。

記名式・無記名式のアンケートの両方を本市では行っているが、無記名式のアンケートを記名

式のアンケートの後に行うことは市内共通であるが、間隔については各学校に任せている。学校では多く取り組んでいるのが、記名式のアンケートで上がってきた内容について指導し、その後に無記名式のアンケートで測るような評価を行っている学校もある。ただ、無記名式のアンケートはクラスや学年の雰囲気を知るのには、記名式のアンケートより伝わりやすいのではないかと考えている。その中でやはり、中学1年生が無記名式のアンケートの方が記名式のアンケートよりいじめの件数が多いという実態がある。ここは、「見えないいじめ」があるのではないかと、また、学校やクラスによって無記名式のアンケートと記名式のアンケートの件数が逆転している学校もあるため、校長会でも各学校・各学級を見て、結果についてきちんと分析してほしいとお願いした。そこで、教育委員会としては平成29年度「相談しやすい環境づくり」と3つの施策を展開してきたが、先ほど報告した実態も受け、平成30年度も引き続き「相談しやすい環境づくりの一層の充実」をいじめの重点事項として掲げていきたいと思う。具体的には、平成29年度に掲げた3つの施策の以外に、SNS等を活用した相談体制を研究し、平成31年度の予算化も視野に入れた中で、具体的な内容について精査していきたいと考えている。また、いじめに関する研修については、市が主宰している研修の中でももちろん、国立教育政策研究所からも報告のあったいじめの研修等のリーフレットもあるため、これも紹介し、各学校で「いじめを見抜く目」、「いじめを感じるアンテナ」を充実させる研修を図っていききたい、と概要を説明

#### 古本委員

現在の説明を聞いて、学校を含め、教育委員会が熱心に取り組んでいることが分かった。この先のことについて質問する。まず、スクールカウンセラーについての説明が無かった。現在活用しているのか、それとも活用できていないのか。活用できていないのなら、何か理由があるのか。もう1点は、相談しやすい環境づくりということはとても良いと思うが、相談された際に学校の先生もしくは保護者はどのように対処したら良いかの研修や指導方法は行っているのか。いくら相談しても、きちんと対応してもらえなければ、子どもは心を閉ざしてしまうと思う。反対に「先生に相談したら良かった」となれば、次からもまた相談してくれるのではないと思う。この点、現実ではどうなっているのか知りたく、質問をした、と質問

#### 上原指導課長

言葉が足りなかったが、スクールカウンセラーは、手元の資料に記載されている。2学期のいじめアンケートの結果を教育委員会会議で報告した際、貞廣委員から「スクールカウンセラーの活用状況が見えてこない」という意見があったため、今まで「学校外の先生」というくりに中にスクールカウンセラーを含んでいたが、「スクールカウンセラー等の相談担当の先生」に含むこととした。数字を見ると、活用はされているが、活用件数はまだ効果としてどうかということが分かると思う。スクールカウンセラーにおいては、いじめの相談よりも不登校や身体的なこと、進学などのプライベートに係る相談が多く、いじめは自分で訴える先として、担任の先生や家族が第一義的であると認識している。しかし、スクールカウンセラーについてもこの結果であるため、県の配置事業ではあるが、きちんと学校に報告等をあげているため、学校でも「スクールカウンセラーはいじめの相談にも活用できる」というような認識を新たに持ってもらうようにしたい。また、先ほど「子どもが相談した後はどうなるのか」という質問があったが、基本的には学校で担任の先生、担任以外の先生にいじめの相談がされた場合、各学校ではいじめ対策の基本方針が打ち出されている。その中に対応のマニュアルがあるため、担任が一義的に話を聞く、あるいは内容が大事になっている、つまり多くの子どもが関わっているとなれば、マニュアルに従い、学年や組織、あるいは管理職が出てきて対応をしている。また、保護者については学校便り等でいじめの相

談を受けている。あるいは、学校によっては「うちのいじめの件数はこのくらいある。何か心配なことがあれば、担任の先生だけでなく中学校にはスクールカウンセラーもいる」といった周知もしている。その他、まちづくり会議や学校によっては、地域に学校便りを配布しており、地域も何か学校を巡る人間関係で気になることがあれば、連絡してほしいとお願いしている。ただ、まだまだいじめについて相談ができない状況があるということは、現状の取り組みで満足しているわけではないため、さらに進め、何か良い手立てをとっていきたいと考えている、と回答

#### 古本委員

非常に努力していると思う。最近、いじめのことについて勉強した中で思うことは、いじめたりするのには、元々の家庭環境やいじめる側にも何らかのトラブルを抱えることが多々あり、いじめる方・いじめられる方に関しても、保護者の方が「うちの子がいじめられたのは、自分の育て方が悪かったのではないか」と抱えてしまうことがあるようである。根っこが深い問題で、できるかは分からないが、スクールカウンセラーなどの指導ではなく、ただ話を聞いてくれる存在が重要であるようなので、より広くケアができるように考えてほしい、と要望

#### 貞廣委員

この件については定期的に報告してもらい、毎回頑張っていることは分かるが、いじめが解消しない子どもがいるということが本当に切なくもどかしくなる。ぜひ、不断の努力、そして先生方が生徒に対して暇そうに見せる時間をつくり、子どもたちとの雑談の中で「実は…」と話せるような環境ができればと思う。質問であるが、1学期から3学期までの相談をしたかどうかを棒グラフのデータにしているが、相談していない3割の子どもが誰なのか把握しているのか。また、1・2・3学期で重複している子どもはいるのか、と質問

#### 上原指導課長

このアンケートは記名式のアンケートのデータであるため、相談できなかった子どもが誰であったか把握している、と回答

#### 貞廣委員

では、そのような子どもに対して担任の先生や学校は、具体的にどのようなアプローチをしているのか、と質問

#### 上原指導課長

「いじめがある」ということで上がってきている案件であるため、当然教育相談を行う。そして指導が必要な場合は、当事者同士を指導するということが当たり前である。それ以外で気を付けてもらっていることは、人間関係の変化、いじめられる相手といじめる相手が変わるかもしれないため、解消したからといって目を離さないでほしいという話とともに、あらゆる相談機関の周知を図るために、総合教育センターで保護者向けのプリント等を配布してもらうなどしているところである。そういった活用も、教育相談の際に促している。そして、1学期にいじめを受けて相談できなかった子が2学期はどうだったかという詳細なデータの追跡は、まだ出来ていないため、そのような見方も今後は大事であると認識している、と回答

#### 貞廣委員

確定的なことは分からないが、例えば1学期に相談できなかった子どもで、その後何らかの

相談をした子は、2学期に相談できなかったとは言わないと思う。そうすると、1学期の3割、2学期の3割、3学期の3割は、ここで出ている3割よりももっと多くの子どもが相談できていないと思う。この棒グラフだと低く見積もってしまっており、もっと事情は深刻であると感じた。万能薬はないため、今示された多様な試みを中心に、本当にもどかしい思いを抱えながら色々と努力していかなければいけないと思う。不断の努力をお願いしたい、と要望

上原指導課長

非常に重大なものという認識をしていると言ったが、本当に子どもに対してどのような対応がヒットするか分からないが、あらゆる手を尽くすということで、積極的な相談活動を今後も展開していきたい、と回答

原田委員

前と比べ、いじめの内容として「お金の要求」が随分減ったが、これは具体的な指導の効果があつたように感じる。先日も、小学生が自殺した。その背景にはお金や物品の要求が根幹にあつた。たまたま、習志野市では起こっていないが、この問題に対して資料には「大至急取り組まなければいけない大きな問題である」と書かれているが、具体的にどのようなことを考えているのか、と質問

上原指導課長

繰り返しになると思うが、まず「大至急」というのは「可及的速やかに」ということであるため、いじめの発見から解決に向けて、24時間を一くりとしている。子どもたち・当事者同士を指導することは当たり前であるが、金品であるため両保護者にも連絡し、事実を知ってもらう。また、家庭の教育方針とまではいかないが、これについてもきちんと確認してもらう。そして、継続的に起こっていないか見守っていく。幸い、警察沙汰になるような大きなものはないが、関係機関として警察もあると伝えている、と回答

原田委員

お金の要求も物品の要求も本質的にはあまり変わらない。そのため、可能な限りゼロに近づくよう、努力をしてほしい。また、もう1点、古本委員と重なる質問になるが、養護教諭とスクールカウンセラーの活用件数である。小学校では4件、中学校では1件である。小学校でも中学校でもそうであるが、子どもたちがスクールカウンセラーの存在を知っているかについて、どう思うか、と質問

上原指導課長

スクールカウンセラーを配置している学校については、きちんと周知していると認識している。資料にあるように、課題として「養護教諭と連携を図る必要がある」、「スクールカウンセラー、教育相談員の周知を図る必要がある」の2点を挙げ、認識しているところである。同様のものを校長会議でも示している。養護教諭との連携、養護教諭の持っている情報をもっと引き出す学校の体制や、スクールカウンセラーについては周知をし、子どもたちも存在は知っていると思うが、まだハードルが高いというイメージがあるのであれば、そのハードルをいかに下げてあげるかという取り組みは各学校にお願いしなければならないと思っている、と回答

原田委員

数字から見ると、子どもたちに周知されていないようなイメージを持ってしまう。中学校で、養護教諭・スクールカウンセラーへの相談件数が1件ということが信じられない。本来ならば、先生方が時間的に忙しいため、子どもたちが頼るとなると養護教諭やスクールカウンセラーになると思う。このような事情もあることから、養護教諭の活用とスクールカウンセラーの活用は本格的に教育委員会で考えていかないと、最終的にはこの問題がすべて先生方の負担となってしまふ。先生方の負担を軽減するという意味でも、活用の方法に十分取り組んでほしい、と要望

上原指導課長

「例年のように」ということではなく、手立てを打っていきたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

### 報告事項(6) 平成29年度新体力テストの結果について

(指導課)

上原指導課長

小学校の運動能力証の合格者数は、25年度から27年度までの推移を見ると合格者が大幅に減ったところはあるが、小学校男子女子とも若干、合格者数は増えてきている。中学校については横ばいあるいは下降気味の状況である。小学校よりも中学校の方が運動能力証の合格基準が高いところもあるが、割合的などころも含めて努力が必要な結果となっている。次に、小学校の男子と女子、「全国平均を超えている」、「県平均を超えている」、「両方下回っている」というものを一覧にしたものである。多くの種目で全国・県平均を超えている二重丸が多いのが分かると思うが、やはりここで特出しなければいけないのは、50m走とソフトボール投げ、走力と投力というものの充実を図っていくことである。特にソフトボール投げについては全国・県平均を男子が下回っているという実情があるので、ここは重点的に取り組んでいく種目であると思われるし、全力走の機会の大切さも分かるものである。続いて中学校であるが、中学校は概ね全国県平均を超えているものが多いが、投力と握力というところがこのところ習志野市の体力の現状として、課題としてあがっている。教育委員会としても主運動につながる補助運動、あるいは継続的に鍛えるという補強運動というものをきちんと教科体育の中に入れていくことを、過日の校長会でもお願いしたところである。また学習指導要領の中の総則にもあるように体力向上については教育課程全体を通してという一文があることから、学校の教科体育だけでなく取り組み、業間体育の取り組みであるとか朝のマラソンの取り組み、あるいは千葉県が推奨している遊・友スポーツランキングちばへの取り組みなどを積極的に取り入れることをお願いしたところである。こちらは体力合計点というもので、体力についてたくさんの種目毎に総計したのを見ると、習志野市は概ね体力について総合的に見たときには大きく落ち込んではいないということが小学校の男子、中学校の女子についても見える、と概要を説明

原田委員

握力とソフトボール投げが平均を上回っているのは1つしかない。例えば、鉄棒は握力を鍛えると思う。屋敷小学校は体育の指定校だからか、授業見学の時に体育で鉄棒に取り組んでいたが、他の学校も握力を鍛えるには鉄棒の授業を行っているのか、と質問

上原指導課長

学習指導要領の内容についてはどの学校も適切に体育の授業の中で取り組んでいる。しかし、握力を鍛えようという観点で授業を行っているか、あるいはこの運動が握力をあげていく上でつながっているという認識をもって教師が行っているかは大事なところだと思うので、そこを指導するのが教育委員会の役目であると考えている。ただ技ができるといった目標というところではなくて、この技ができるためにはどういうものを子どもたちに意図的に計画的に培っていかなければならないのかというところを見据えた指導が大事であると考えている、と回答

原田委員

他の学校でも鉄棒の授業を行っていたら、このような結果にはならないと思う。鉄棒は、自分の体を支える種目であるから、必然的に握力が強くなる。ソフトボール投げも何回も小学校の授業で見たが、意図的に投げる要素を入れた授業が多く、良いと思った。それでも、このような結果が出るということは、ソフトボールも鉄棒と同じ考え方をして良いか、と質問

上原指導課長

もう一つの観点として、「体育の日常化」というものがあると思う。体育で学んだことを、休み時間や放課後の遊びの中に培う場があるかと考えると、「投げる」という動作についての場は、「体育の日常化」という観点ではどうなのかという疑問はある。各学校において、投運動について意図的に取り組んでもらっているが、なかなか結果として繋がってこないということは、委員と認識を一致するところである、と回答

古本委員

2つ質問がある。1つは今の原田委員の質問に続いてであるが、スポーツが低学年においても分業化しているのではないかと思う。例えば、野球が盛んな地域であれば当然、物を投げる力や握力などがつくと思うし、逆に、サッカーなどのそれほど物を投げる力が必要ないスポーツが盛んな地域だと、物を投げる力が落ちてくるのではないかという気がする。そのため、この結果を見て一概に「握力を鍛えなさい」や「物を投げる力をつけなさい」と言っても、今、どこに行っても、公園に行っても、子どもたちが物を投げられる環境ではなく、空き地があるわけでもないと思う。地域の特性踏まえて、学校の先生たちと生徒たちには「このような感じで鍛えたらどうか」程度の指摘で良いのではないかと思った。もう1点は、合格者数の数が出ているが、頻度はどうなのか。全生徒における合格者数の頻度が変わっていないのであれば、実は劣っているわけでもないし、反対にもしかしたら増えていたりするのかも思った。できれば、数ではなくパーセンテージで教えて欲しい、と質問

上原指導課長

資料に、運動能力証の合格率をパーセンテージで示している。これを見ると、割合的にも若干下がっているところが見受けられる。数と割合と、両方の観点から報告した、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は了承された。

## 報告事項(7) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について (社会教育課)

奥井生涯学習部副参事

指定管理者制度を導入している生涯学習部所管の各施設について平成29年度中にモニタリングを行い、生涯学習部指定管理者制度検討委員会において平成28年度の管理運営状況を評価したので報告する。評価項目としては、1つ目、市民の平等な利用の確保、2つ目、管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保有、3つ目、当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減、4つ目、施設の利用状況、5つ目、個別事項の5つの観点で評価をしている。各施設についての説明は施設所管課の担当職員から行う。まず、はじめに社会教育課で所管している生涯学習地区センターゆうゆう館について報告する。

生涯学習地区センターゆうゆう館の指定管理は、地域住民等で組織したゆうゆう館運営委員会が行った。指定期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日までで、ゆうゆう館については大久保地区公共施設再生事業により平成31年度末をもって、その機能を新たにできる施設に集約されることから、その移行の準備期間が必要なため、平成29年度からは市の直営で運営をしている。評価については地域住民及び利用者の手によって積極的な管理運営がなされており、市民の生涯学習活動の推進が図られていること、施設や設備の管理運営について点検票を作成し適切に管理しているとともに、問題があった場合は市への連絡と併せて、適宜、自主的に簡易修繕を行っていること、利用者アンケートの結果、総合的な満足度として、92%の方から概ね満足いただいていることなどから、総合評価は要求水準と同等のA評価とした。特に評価が高かった点としては、備品の適正な管理、利用しやすい受付案内等の適切な接遇、利用者の要望を踏まえた地域との連携や利用団体間の調整等で、これらの項目については要求水準を上回るA+の評価とした、と概要を説明

中村生涯学習部主幹

続いて、習志野文化ホールの指定管理者の報告をする。

習志野文化ホールは公益財団法人習志野文化ホールを指定管理者として、指定管理期間の平成27年度から31年度まで5年間お願いしている。平成28年度は2年目ということで、長年に亘り文化ホールを管理運営してきた実績もあり、利用者及び興行主からの信頼も厚く、施設の管理運営については概ね良好であると評価した。平成28年度については入場者数が19万8156人、そして文化ホールの方で行った自主事業が7事業、商業施設であるモリシアとのタイアップ事業等を実施した。また、文化ホールの改修工事にあたっては、利用者への対応、そして工事の担当課及び社会教育課との打ち合わせ等でも出席をいただき、全面的に協力をいただいている、と概要を説明

柴野生涯スポーツ課長

続いて、スポーツ施設について報告する。

スポーツ施設については、平成18年度より指定管理者制度を導入し、現在は第3期目を迎えている。今回のモニタリングについてはその中間年度となる28年度となっている。指定管理者は公益財団法人習志野市スポーツ振興協会である。事業内容は袖ヶ浦体育館等スポーツ10施設に係る管理運営業務を実施している。今回のモニタリングにおいて良好な運営状況にあると判断している。特に良かった点としては特記事項記載のとおりであるが、その他、職員の研修や配置等を計画的に実施しており、施設間での対応格差がないように努めていること、また要求水準に求めている以上のこととして、夜間における機械警備等を導入しており、あるいはホームページ、ツイッター等を活用して情報発信に努めている。総合評価としてはA+と要求水準を上回るものとして判断した、と概要を説明

妹川生涯学習部主幹

引続き、新習志野公民館について報告する。

指定管理者は株式会社オーエンスである。指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日で今年度の29年度で一旦終わりとなる。28年度のモニタリング結果として、特に良かった点は大きくまとめると特記事項の記載の4点となる。中でも1番目の地域に根ざした施設への取り組みでは、平成27年度に引続き、学習圏会議やふれ愛まつりなどの地域交流行事、また、千葉工業大学の協力を得て実施している講座など積極的に地域に声をかけて関わりを持ちながら地域の協力を得て事業を実施している点を評価した。また2番目の職員の育成、3番目のサークル活動や被災事業活動への支援、またオーエンスが他で指定管理する施設と協力して事業を実施する点も良かったとして評価した。総合評価としては昨年度と同様A評価としている、と概要を説明。

岡野大久保図書館長

続いて市立図書館の指定管理者の平成28年度モニタリング結果について報告する。市立図書館は大久保図書館を市直営で運営し、それ以外の東習志野、新習志野、藤崎、谷津の4図書館の管理運営に指定管理制度を導入しており、指定管理者は株式会社図書館流通センターである。指定管理期間は平成24年度から平成28年度までの5か年となっており、今年度平成29年度からは平成33年度までを新たな指定管理期間として引き続き4図書館の管理運営を行っているところである。それでは同社の指定管理業務において特に優れていると評価している点を4点紹介する。まず1点目はカウンター等での対応である。同社は図書館業務の専門業者であり、フルタイムで勤務する職員の内、約7割が図書館の専門資格である司書資格を持つ職員を配置している。また2点目は多種多様な自主事業の開催である。平成28年度は4館合計で大人向けや子ども向けの講座を合計で35回開催し、例えば子ども向けの児童文学である星の王子様をテーマにした朗読と楽器演奏を組み合わせたお話コンサートなどを開催した。3点目はこれらの講座を開催するにあたって地域の方との連携に力をいれているところである。例えば新習志野図書館では、オービックシーガルズと連携してスタッフの方を講師に招いてのアメフト講座を開催するとともに、オービックシーガルズからチームの応援グッズをお借りして、図書館内にオービックシーガルズの応援コーナーを設けている。その他にも谷津干潟自然観察センターのスタッフや、地元の済生会病院の医師の方を講師に招いての講座等、地域と連携した事業を実施している。最後に資料の適切な管理ということで毎年度図書館の所在不明となっている図書の数減らしており、直営時に比べて、この5年間で3割ほど不明図書の数を減らしているという実績をあげている。以上、平成28年度の実績を含め、この指定管理期間5か年のモニタリング評価結果については、全て要求水準の同程度のA評価であり、適切な運営が行われた、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(7)は了承された。

#### **報告事項(8) 大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について**

(社会教育課)

奥井生涯学習部副参事

報告事項(8)は「大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について」である。大久保地区公共施設再生事業については、今年度は新たに整備する施設の基本設計及び実施設計を進めて

きた。この度、実施設計が終了し、4月からいよいよ工事に着手するということになった。本日は、3月10日に市民会館で行われた住民説明会でも使用した資料により、事業を直接担当している生涯学習部主幹の早川より、これまでの事業の進捗状況について報告する。

本事業については、教育委員会と市長事務部局が連携して「オール習志野」という形で取り組んでいく事業である。これまでは、建物をどうするのかというハード整備がメインであったが、これからは、生涯学習の拠点としてどのように運営していくかというソフトの部分を決定していく。生涯学習部としても、教育委員会会議をはじめ社会教育委員会、公民館運営審議会等で御意見をいただきながら、また、市民の皆さまからも御意見を伺いながら、みんなから親しまれる施設になるよう、しっかりと考えていく、と説明

#### 早川学校教育部・生涯学習部主幹

先ほど、社会教育課長から説明があったとおり、設計がこの3月で終わる。そして、いよいよ4月から工事し、その後の運営について考えるということで、建物の形あるいは活動の様子が具体的に明らかになってくる。そのような中で、「誕生、生涯学習と市民活動の拠点～みんな集い、出会い、交わり、つながる～」ということで、ワクワク感を持ったパワーポイントの資料を作り、市民説明会に臨んだ。市民説明会の資料を用いて、本日は説明する。

まず、「生まれ変わる」ということで、現在の京成大久保駅から見た写真と今後のイメージ図である。このとおり、施設が一体的に再生されるというイメージである。施設の配置図は、大久保駅の逆側から見た写真である。現在の配置が、イメージ図のように変わってくる。具体的には、現在の公民館・市民会館の南側、駐車場になっているところに新たに新築する。そして、図書館・勤労会館についてはリノベーション、そして現在各地に点在している駐車場を集約する。その後、市民会館・公民館が未利用となるので、その跡地には民間施設を建てる。具体的には、カフェと共同賃貸住宅を建設する計画である。

スケジュールであるが、今回は9月の教育委員会会議にて大久保地区公共施設再生事業の進捗状況を説明した。その時は、基本設計ということで基本的な建物の配置や部屋の位置を説明した。その後、実施設計ということで詳細な窓の位置などを協議してきた。基本設計とは大きく変わっていないため、今回新たに説明資料に加えた部分を中心に説明する。そしてスケジュールに戻るが、4月から工事し、1年8か月後の2019年11月に新しく第1期としてオープンするという状況である。そして、建物の施設・イメージ図であるが、9月の教育委員会会議の説明に付け加える形で映像を用意したので見ていただく。今、1分30秒ほど建物の全容・外観を見ていただいた。この映像はもう少し事業者で確認し、最終的なチェックが完了すれば、広く市民に知らせていこうと考えている。

全体コンセプトは、「エリア全体を一体的に整備する」ということで、4つのステージを設け、つなげていくことによって、エリアを一体的に活性化させていこうとしている。

公園全体の配置図に関しては、歩行者動線の説明である。歩行者動線は駅からウェルカムひろばを通過して公園まで下りていき、その後、小径を通り、南館まで行くという計画である。

公園の全体断面であるが、高低差が約8メートルあるため、これを上手く利用し、段々と降りていくことによって公園に行けるようになっている。また、進んでいくと南館の階段を上がっていくことになる。

車両動線については、先ほど点在していた駐車場を集約すると述べたが、新しく整備する立体駐車場に集約する。それぞれ施設の近くに身体の不自由な方用の思いやり駐車場やサービス用、搬入・搬出の駐車場を設ける計画である。

各施設の計画概要については、建物の広さや建築面積等々の説明である。

施設のイメージ図は記載のとおりである。北館は今の野球場から見た図であるが、公民館・図書館・ホールが入る建物となる。4階が図書館、出っ張っているところがホール、1階部分が公民館・図書館で、新築部分は右側である。それをリノベーションする現在の大久保図書館とつなげる渡り廊下をつくる。また、段差があるため民間施設にエレベーターを設け、下に降りてもらおう計画である。

設計の平面図については、動線は総合エントランスあるいはホールに入る入口を設けている。

今回新しく説明するのは、内観のパス、イメージ図である。総合受付は、図書館、公民館、ホールの受付を一体に行うような設計にした。奥には野球場が見える。図書館に入ると、新聞・雑誌コーナーがあり、ブラウジングができるように設けた。1階のホールのロビーは、奥が全面ガラス張りで、野球場や公園が見えるようになっている。ホールは音楽を中心に多目的に使えるようにした。ステージから見ると、今の市民会館のホールよりも高くなっており、全体が見やすいようなホールの計画になっている。

1階の平面図を見ると、主に公民館の機能が入っていることが分かる。1階にも駐車場から入る出入り口を設けている。3階にはピロティということで大きな吹き抜け、通路がある。左に図書館、右にホールあるいは公民館の機能がある。図書館のこどもフロアは、大久保図書館の1階部分全てが子ども専用の図書館になっている。北館の4階は全て図書館になる。図書館から駅側を見ると、大久保駅から階段を上った出会いの広場が見える状態になっている。閲覧席からは、逆側の公園や勤労会館など南館から見える。学習室は、こどもスペースの上のフロアにある。南側には、南館がある。現在、2階は渡れない構造であるが、増築して1階、2階と双方向の行き来ができるように一体化する。増築部分は、資料のとおりである。1階のエントランス、受付がある部分は、現在も靴を脱いで使用する建物であるが、これを踏襲し、エントランスに下駄箱を設置し、靴を脱いで利用してもらうことを引き続き行う。こどもスペースは、あづまこども会館の機能を集約させたものである。そして、こどもスペースの外にはデッキスペースを設け、外で遊べるようにする計画である。アリーナは、現在も勤労会館にあるが、バスケットボールができるような仕様になっている。駐車場は、自走式の駐車場となっている。民間施設には、カフェと共同賃貸住宅が入る。平面図を見ると、エレベーターを設けることで、この高低差を1階分降りてもらおうことが分かる。1・2・3階部分は、共同賃貸住宅になる。

工程としては、現在の大久保公民館・市民会館・図書館については2019年8月までは使い続ける。その間に新築を造り、建物が完成したら引っ越す。わずか2か月間の休館で、新しい施設がオープンするということである。また、生涯スポーツの関係では、パークゴルフ場・野球場は閉場することなく継続してオープンする予定である。

工事の計画概要としては、実際に工事が段階的に進むため、説明会では時期によって説明内容が変わっている。工事車両の運行計画とアスベスト対応工事は記載のとおりである。

運営方針としては、今後は教育委員会と連携しながら協議を進めていくことになる。運営体制としては、統括マネージャーとして民間事業者を置き、その下に運営・維持管理を行う事業者がそれぞれ入る構図である。このような会社に、実際に事業を行ってもらおう。

開館時間については、現在、公民館・勤労会館は午後9時までであるが、1時間延長し、午後10時まで、図書館も現在は午後5時までだが、午後8時まで延長する。これが大きなポイントである。

ならしのスタディーズの活動も、1年8か月後にオープンするため、今から地ならしの活動を行うことにより、オープン時に速やかにステップアップできる計画としている、と概要を説明

梓澤委員長

大久保地区公共施設の再生については、議会や新聞報道などで大きく取り上げられているが、私を感じるころでは、市の意図がなかなか正確に伝わっていないように思える。そこで、2点ほど提案であるが、この説明と映像スライドをホームページで閲覧できるようにするのはいかがか。また、模型をつくってもらい、市役所や大久保公民館に展示するのはいかがか。こうすることで、市民はより身近に捉えると思う、と要望

早川生涯学習部主幹

資料をホームページ等で積極的に公開ということであるが、しっかり行っていきたいと思う。映像については、最終チェックが済めば、ホームページで公開したいと思っている。説明会の資料については、既にホームページで公開しているため、公開しているということをより周知していくよう努めたい。模型の件については、説明が不足していたが、既につくっており、大久保公民館で展示している。これについてチラシを作成しているが、まだまだ周知が足りないということもあるため、しっかりと周知をしていきたい、と回答

梓澤委員長

これからの工事を円滑に進めるためにも、ぜひ、よろしくお願ひしたい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(8)は了承された。

#### **報告事項(9) スポーツ施設のネーミングライツについて (生涯スポーツ課)**

柴野生涯スポーツ課長

報告事項(9)「スポーツ施設のネーミングライツについて」、報告する。

現行のネーミングライツ対象施設である秋津サッカー場、現在は「フロンティアサッカーフィールド」という愛称があるが、この契約が今年度末、つまり今月末をもって満了となる。こうしたことから本年1月5日から2月5日にかけて募集を行った。その結果、1事業所より秋津サッカー場と秋津野球場、この2つの施設に対して応募があった。当該事業者と協議した結果、3月20日付けで契約締結に至った。

その会社であるが、第一カッター興業株式会社、本店所在地は神奈川県茅ヶ崎市であり、千葉市に営業所を有している。主な業務内容としては、コンクリート構造物あるいは道路舗装面などの切断、穿孔工事などを行う会社で、一般的な知名度は低いもののカッター業界内では高い技術力によりトップ企業であると伺っている。また、昨年12月には東証1部に上場を果たしている。

愛称であるが秋津サッカー場は「第一カッターフィールド」、野球場は「第一カッター球場」ということになる。契約期間は平成30年4月1日から3年間、契約金額はそれぞれの施設に対して各150万円となっている。4月1日から新たな使用を開始していきたいと、概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(9)は了承された。

#### **報告事項(11) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) (学校教育課)**

高橋学校教育課長

本報告は、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものである。

概要について説明する。平成19年12月7日、大久保小学校の校庭で当時小学校6年生12歳の女子児童が怪我をした件である。体育の授業中にソフトボールの練習をしていて、打者が打撃後バットを放り投げたところ、そのバットが右バッターボックスから4mの位置に待機をしていた女子児童の顔面にあたり、前歯が損傷した。

この件については、当初より学校の管理下ということで市が責任を持ち、児童並びに保護者と丁寧に対応し、治療経過観察を続けていた。歯科医師の判断によって歯と歯茎の成長がきちんと止まった段階で最終的に治療を行うということで、10年を経過した昨年8月に最終的に補綴を行い治療が完了した。その後、平成29年12月に治療費等の資料が整い、本年2月28日に和解をさせていただいている。なお、この賠償額については市と契約をしている保険会社から全額おりてきている、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(11)は了承された。

#### **議案第11号 習志野市学校運営協議会の設置について**

(指導課)

上原指導課長

議案第11号は、「習志野市学校運営協議会を秋津小学校に設置することについて」である。

学校運営協議会制度いわゆるコミュニティスクールに関連する法律である、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が昨年改正され、法改正に伴い2月の教育委員会定例会で習志野市学校運営協議会規則の一部を改正した。この規則を秋津小学校に説明し、第3回学校運営協議会で継続の意図を確認したので、来年度も引き続き、秋津小学校に学校運営協議会を設置することをお諮りするものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第11号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第12号 教育財産の変更について**

(教育総務課)

三角教育総務課長

以前の教育委員会の事務局庁舎、倉庫として主に利用していた旧習志野高校の北校舎、また、市役所前体育館等は、教育施設用地としていた土地であった。これらの教育施設については平成29年度で施設の解体等が完了し整備も終わったことから平成30年3月31日付けで教育財産としての用途を廃止するものである。なお、本日この場で議決を頂いた後、平成30年4月1日付けで行政財産として市長に引継ぎをする予定である、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第13号 平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について**

(教育総務課)

三角教育総務課長

議案第13号について説明する。平成29年度習志野市教育委員会顕彰規定に基づく表彰についてである。習志野市教育委員会顕彰規定第3条及び第6条の規定に基づき、学校教育又は社会教育の振興について特に功績が顕著であるものとして2団体を表彰しようとするものである。まず、配布資料の候補者一覧において資料の訂正をさせていただく。「表彰状 個人」と表記されているが「表彰状 団体」である。

今回、2団体を表彰状授与候補者とした。1団体は習志野市立第五中学校吹奏楽部。第41回全日本アンサンブルコンテストにおいて、優秀な成績を修めている。もう1団体は習志野市立習志野高等学校吹奏楽部。同じく第41回全日本アンサンブルコンテストにおいて優秀な成績を修めた団体である。こちらの2団体を表彰状授与候補者としたものである。と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第13号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について協議し、平成30年4月25日(水)午後1時30分に決定された

<報告事項(10)については非公開>

**報告事項(10) スポーツ施設における次期指定管理者の更新について (生涯スポーツ課)**

柴野生涯スポーツ課長

スポーツ施設における次期指定管理者の更新について、概要を説明。

報告事項(10)は了承された。

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言